

2023年11月28日

千教組闘争速報 13号②

教育政策・研修等に関する県教委交渉

各支部長様  
各専門部長様

千葉県教職員組合中央執行委員長 渡邊 郁哉

## 子どもたちのためになる教育政策を、 教職員のためになる研修を求める！

- ◇ちばっ子学びの未来デザインシートの抜本的見直しについて求める。
- ◇部活動の地域移行について子どもたち、教員、保護者、地域の理解をふまえたとりくみを求める。
- ◇中堅教諭等資質向上研修 plus の廃止を求める。
- ◇研修履歴システム「アストラ」の利用改善を求める。

千葉県教職員組合は11月8日、古川書記長をはじめとする中央執行委員及び各専門部と各支部の代表者の参加のもと、千葉県教育委員会と「教育政策・研修等に関する交渉」を行いました。

教育政策については「ちばっ子学びの未来デザインシート」に関するものなどを含めて6項目、研修については「中堅教諭等資質向上研修 plus」に関するものなどを含めて23項目を要求しました。交渉の中で、船橋支部の代表からは「ちばっ子学びの未来デザインシート」を実施しての課題改善について、安房支部の代表からは、「中堅教諭等資質向上研修 plus」について現場の実態をもとに抜本的見直しを求める発言がありました。

交渉後、千教組を代表して古川書記長が、「新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、学校現場ではコロナ禍前の日常を取り戻しつつある。しかし、感染症が完全になくなったわけではなく対応に追われている現状がある。また、GIGAスクール構想、年々深刻さを増す人員不足により、コロナ禍前以上に学校現場は疲弊をしている。

「学びの未来デザインシート」について現場からの声を届けた。ダブルアクション1、子どもたちの学習意欲の向上、2、教員の授業改善はプラン達成にむけて非常に大切なものであると理解しているが、このダブルアクションを検証するものに果たしているか。12月・1月の実施にむけてできる準備をしっかりとさせていただきたい。

部活動の地域移行も現在進んでいると言える状況ではないと認識している。これまでの長い歴史の中で部活動が担ってきた教育的役割は非常に大きなものである。一方で、苦しんできた子どもたち、教職員がいることも忘れてはならない。「あくまでも子どもたちが中心である」という一番大事な部分がブレないように引き続き県でできることの検討と国への要求を続けていただけますようお願いしたい。

研修について様々要望していますが、私たちは研修自体を否定するつもりはありません。11月3日に4年ぶりに対面で千葉県教育研究集会を開催した。県内各地から多くの参加者が集い、研究について熱い討議を行った。これだけの学びのある我々の教育研究集会に関わる研修を研修履歴システムに反映することはお願いできないか。引き続き研修が教職員にとって学びのある、より良いものになるように改善を重ねていくことが大切である。

今までと同じことをしては、この苦しい状況を変えることにはつながらないか。我々もできることをしていく。県の教育委員会でももう一度できることはないのか検討していただきたい。」と力強く述べて、あいさつとしました。

千葉県教職員組合は、交渉で確認したことを具体的に改善させるために、今後も県教委との折衝にとりくんでいきます。

## 研修等に関する県教委交渉

県教委の回答  現場の声・再質問・要望

1. 「ちばっ子『学力向上』総合プラン（ダブル・アクション+ONE）」における、「ちばっ子学びの未来デザインシート事業」については、その政策の中で、意義を果たすものかしっかりと検証し、全校実施をしたうえで抜本的な見直しを検討すること。

令和5年度の全校実施における成果と課題を踏まえ、「ちばっ子『学力向上』総合プラン（ダブル・アクション+ONE）」におけるチェック機能を果たす事業となっているか検証していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(再質問)

全校実施をしたうえで、今のやり方にこだわることなく、見直しをすることを考えているか、お聞かせ願いたい。

(再回答)

本事業は令和2年度より段階的に調査を行ってきた。4年目を迎える本年度、千葉市を除く全小中学校を対象に実施する。この全校実施による課題をしっかりと精査してこれからのあり方について、今までのやり方でよいのかも含めて、しっかりと検討し見直しをはかっていきたいと考えている。

(要望)

「ちばっ子『学力向上』総合プランでは、Action1で「ちばっ子チャレンジ100」や「千葉のやる気ガイド」の利用、魅力ある専門分野の人材活用などがうたわれている。Action2では学力学習状況調査分析・活用、授業づくりコーディネーターの活用、研修体系にもとづく研修の充実などを通して、教職員の授業を改善し、子どもたちの学力向上させるプランではあるが、どの学校も、どの教職員も行っての検証になるかどうかは疑問が残る。

そこにデザインシート事業として教科横断的な調査を行ったとして、どこまで上記のような手段が有効で、授業改善がはかれるかを検証できるツールなのかは、考えていかななくてはならない。デザインシートの内容とフィードバックが、Action1、2とリンクしたものなのか、そこに相関があるのかどうかしっかりと検証していただきたい。

子どもたちの成長を望んでいるのは教職員誰もが考えていること。しかし、子どもの成長は個々で違うものであり、画一的に測れるものではない。一斉の調査にとられることなく、個別最適な学びの保障のためにも、廃止を含めた抜本的見直しを求める。

2. 「ちばっ子学びの未来デザインシート」の実施については、当面以下のことを配慮すること。

(1) 昨年度実施した際のネット環境の不具合や事前に問題を教員が見ることができないなどの課題をふまえ、改善すること。

今年度も引き続き、ネットワーク環境等の事前環境診断を行い、実施日当日の不具合が起らないよう調整していく。併せて、コールセンターの回線数を増やすなど不具合が起った際には、すぐに対応できるよう努めていく。また、教員による事前の問題確認については、CBT形式のため画面上では確認できないが、紙ベースで確認できるよう事前配付することを検討している。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(2) デザインシートの目的や運営方法の周知、負担の軽減をはかること。

事業の目的や実施方法について、学習指導課で説明動画を作成し、校内でいつでも視聴できるようオンデマンド配信するとともに、学力向上交流会等で説明するなど、周知徹底を図っている。また、今年度から完全CBT化とすることで、資料の回収をなくすなど負担軽減に努めている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

千教組船橋支部 中野木小分会の木村です。

千葉県独自ではじまった「ちばっ子学びの未来デザインシート」について、学校現場での現状をお伝えしたい。学校現場からの声としていくつかの懸念が上がっている。今年度から全校実施するにあたり、より良い実施方法を築くためにともに考え、改善していく必要があると考えている。

まず、運営面についての課題。昨年度は抽出校による調査だったため、すでに教育課程を組んだあとに県から指示があったので、調整をするのがかなり困難であったという声が多かった。また、事前に先生方で集まって当日の試験の方法等について確認をするため、勤務時間外に教務主任がお願いをせざるを得ない状況もあった。マニュアル、資材が届くのが実施の1週間前と遅く、校内で共通理解をはかるのが難しかったという声も届いている。教務主任の中にはそこから周知のためのパワーポイントをつくったという方もいた。情報が少なく、要点を教務がまとめるのが時間を要した。コールセンターの開設日が遅い、そして、繋がらないといった声もある。また、端末を使用して実施することで、端末を調査前は、家庭に持ち帰らずに学校で保管、充電作業、充電できているかの確認、キーボードの接続確認、また、予備端末の確保など苦労があった。そこまで準備したり、端末を修理に出している児童の一部補填として、学校で数台、市から端末の貸し出しがあったりしたが結局、充電不足などで端末がない児童が発生した。全校実施になった場合、端末が本当に足りるのか心配である。また、問題用紙ではなく、端末による出題だったため、事前に教職員が問題を解いたり、操作の練習をしたりすることができず、当日起こりうる問題等を想定できない、どんなものやるのかわからず指導にこまる、問題等に児童から質問があった際、すぐに回答できないということが発生した。例えば、計算問題でどこかに計算を書いて良いのか、これは暗算なのか、または筆算なのか。暗算では解けないような問題だったと聞いている。それをどこに書けば良いのか、そもそも、暗算であるのかどうかもわからず、すぐ対応できなかった。また、通信環境による不具合も多く発生しており、何度もタブレットが固まってしまうといったトラブルが各地で発生し、今回のように時間制限のある問題だと対応が難しいとの声も上がっている。また、回線を軽くするため生徒を2グループに分けるなど対策をとったところもあり、職員配置が煩雑となったとも聞いている。

続いて調査内容についての課題。問題の内容は、教科横断的な内容で非常に良かったという声が上がっている。しかし、低学力の児童・生徒については何を聞かれているかわからず、非常に苦痛の時間だったのではないかと思われる。また、ほとんどの児童・生徒が30分もかからないで終わってしまい暇を弄んでいた。これは一昨年の紙面による実施の際も同じ現象がおこっていた。内容、問題量・実施時間については適切なのか。実施する現場の教職員も、デザインシートの意図がしっかりと理解できていないためこれが正しいのか困惑している。また、昨年度から端末による回答になり、小学5、6年は全て端末での回答でしたが、小学3、4年は記述もあり、やりにくそうだった上、タイピングも難しい児童もいた。また、問題文が長くて、スクロールが手間になり、問題が記憶ができない子には難しいといったことも起きている。

最後に、フィードバックに関しての課題。

まず、先生方に、デザインシートを実施する趣旨が周知されていないと感じた。それは、問題や個人票を見ても、何の力についての問題なのかよくわからなかった。本当にこの調査が必要なのか疑問であるといった声が多くあがっていることからわかる。

昨年度、私の子どもたちがデザインシートを実施して、学校から持って帰ってきた個人票には、間違っていたわけではないのに空欄があり、学年全員がそうなっているので気にしないようにと担任の先生が言っていたと子どもが教えてくれた。本当に、単に間違っているのか、端末による不具合なのか、入力ミスなのか個人票からは読み取れず、あきらかに定型文のアドバイスが書かれているだけであった。それで、正しいフィードバックにつながるのか。また、教師ならば、個人票のアドバイ

スを見て何の力についての問題だったのかとなんとなく理解できるが、保護者や児童・生徒はこの個人票を見て本当に理解できているのか疑問が残る。教職員でも、児童・生徒・保護者に「これはどういうことですかね？」と質問されても、正しくアドバイスできる自信はありません。また、個人票の返ってくる時期も年度末であり、今のスケジュールではPDCAは困難だと感じた。児童・生徒の達成度をみて、教員の授業改善にどう生かすのかも、時期的にも、個人票の内容からも難しい。

以上これらの課題に対する改善を図っていただき、子どもたちがより充実した学びを得る手助けとなるよう、検討していただきたい。

(要望)

今年度、デザインシートの全校実施となる。現場の声にあったように、昨年半数の学校で行った段階で、多くの困難がみられたことは確かである。今年もすでに端末が足りず、借りる予定だと言っている学校もある。子どもたちがスムーズに、いつもの力を発揮するためには、たくさんの配慮が必要になることを知っていただき、実施するときには、教職員は精一杯手を尽くしていることを理解していただきたい。今年度、12月、1月にせまった、実施に向けて、県教委としてもできる限りの改善、配慮をしていただき、運営面での負担が減り、スムーズな実施になるようにしていただきたい。

また、デザインシート事業の目的の理解のために、動画の配信を行っているところがあるが、昨日の時点で、2000件ほどの再生回数になっていた。どのような形で、学校で周知されるかは学校側に任されている部分はあると思うが、千葉県全小中学校が1100あまり、千葉市を除いたとしても、関係する教職員の多くが見ているかどうかは十分とは言えないのではないかと。忙しい現場には、この動画を見ることにすら向かい合えず、疲弊している。目的なども不明瞭なまま、今年度のデザインシートに向かい合えば、昨年のような混乱がまたしても予想される。行うからにはしっかりと周知をしていくべきである。円滑で負担が少しでも軽減される運営のためにさまざまな方策を講じるよう求める。

**(3) 今後の方向性を決めるにあたり、千教組と十分に協議すること。**

「ちばっ子学びの未来デザインシート」事業の今後の在り方について、市町村教育委員会との連携を図ったり、評価委員会において外部の方から意見を聞いたりするなどして、今後の在り方について検証していく。  
【学習指導課（義務教育指導室）】

**3. 全国学力・学習状況調査において、以下のことを各市町村にはたらきかけること。**

**(1) 事前対策を行わないよう指導・助言の徹底をはかること。**

「教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」といった全国学力・学習状況調査の目的を達成するため適切に実施されるよう、基本方針について研修会や文書による周知を今後も行っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

**(2) 調査の結果の公表については、序列化や過度の競争につながることをないように扱うこと。**

調査結果の活用及び公表等の取扱いについては、市町村の担当者を対象とした研修において、「児童生徒の成績を付けるためのものではなく、指導改善に役立てるものである」という国の基本方針を伝えるとともに、結果公表については、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であることを、文書により通知しているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(再質問)

教育委員会がホームページなどに掲載している授業実践アイデア例には全国学力・学習状況調査の分析として全国平均と、千葉県平均と自校の平均を比べるものが載っているが、平均を載せることが競争へつながるとは考えていないのか。

(再回答)

県では、全国学力・学習状況調査の結果を分析して、自校の学力向上に結びつけていくことが、重要だと考えており、全国平均や県平均は各学校の課題などを分析するときに活用できるように掲載している。今後も平均との比較のみで、判断することがないよう周知していく。

(要望)

全国学力・学習状況調査については、メディアの関心もあり、多くの人に目に触れるものである。昨日は石川県で事前対策が行われている実態の報道があった。千葉県でも一部市町において、独自対策、または、過去問の実施の推奨などが行われていると聞いている。その数も以前より増えていると感じている。

千葉県のホームページなど、不特定多数の方が閲覧可能な状態で、数字を出せば比べてしまうのは人の常というもの。この学力・学習状況調査の目的として、平均を比べるものではないということは今後もしっかりと教職員まで伝わるようにしていただきたい。また、子ども、メディアを通して全国学調について知る人に対しても県教委の見解を発信をしていただきたい。

4. 全国学力・学習状況調査の英語の「話すこと」の調査を今後も実施するのであれば、今回の調査における不具合を把握し、国に改善するよう働きかけること。

本県においても英語の「話すこと」調査に関して、学習用端末の不具合や通信状況の不調により、実施予定日内でできなかった学校については把握している。今後、他の教科でも端末を活用した調査が実施される方針なので、スムーズな調査が行われるよう、今年度の状況を国に伝えていく。  
【学習指導課（義務教育指導室）】

5. 外国にルーツを持つ子どもへの学校生活・学習・進路などに関わる言語について支援を拡大・強化すること。

日本語指導担当教員の配置に加え、担当者の資質能力向上を目的とした研修体制の充実を図っている。また、国の支援事業を活用し、相談員の派遣や翻訳機の導入など、市町村が行う支援にかかる経費の一部を助成する補助事業も実施しており、引き続き、市町村教育委員会や関係団体等との連携による、受入れ体制や支援の充実に努めていく。

【学習指導課（義務教育指導室・高等学校指導室）】

(要望)

日本語指導担当教員の配置等にとりこんでいただいているのはとてもありがたい。また、翻訳機の導入など、日本で暮らす外国にルーツをもつ子どもへの対策をしていることにも感謝している。

しかし、これからも増えていく、外国にルーツをもつ子どもが日本で生活するには、まだまだ、支援が必要だと考える。例えば、子どもたちが日本の生活に順応しても、その保護者の理解が得られなかったり、保護者が日本のことを理解できていないことも多い。また、高校の入試では日本語で圧倒的に不利でも、ルビがつけられないこともある。外国にルーツを持つ子どもが暮らしていくには、コミュニケーションの支援と環境の整備が必要になる。その中で、数限りある日本語指導担当教員の配置や翻訳機ではひとりひとりにその支援が届くとは思えない。せつかくの支援が、子どもたちに届くように、県でも整えていただき、市町村教委にもはたらきかけていただきたい。

6. 部活動の地域移行への移行については、次のことに留意すること。

- (1) 地域・現場の状況を十分に把握すること。子ども・家庭・教職員の過度な負担とならないよう、地域・保護者の理解を深め、条件整備等をより一層進めていくようにすること。

文化部活動の地域移行については、地域や学校の実態を把握した上で、部活動の地域移行に向けての準備を進めていく。また、学校部活動の運営については、各市町村と連携をとりながら、ガイドラインに基づいた条件整備に努め、文化部活動が適切に行われるよう指導・助言を行っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

部活動の地域移行については、地域や学校の実態を把握した上で、準備を進めていく。また、教員や生徒、保護者のニーズに寄り添いつつ、教員の働き方改革の視点で取り組む。

【保健体育課（学校体育班）】

(再質問)

文化部の地域移行に向けて、具体的にすすめていることは何か教えてほしい。また、土日、平日含めて部活動はすべて地域移行と考えているのか。

(再回答)

文化部活動の地域移行については、人材確保が大きな課題であり、現在、吹奏楽部指導者講習会を県の吹奏楽連盟と共催で開催するなど、指導者の確保に努めている。また、10月より文化部活動に関わるコーディネーターを1名、学習指導課に配置し、各市町村教育委員会等からの質問、相談に対応している。

現在、国からは土日のみの部活動地域移行について示されているところであり、平日については今後、国の動きを注視していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

部活動の地域移行については、3カ年の計画が出されている。今年からコーディネーターもつけ、計画を進めていこうということはわかるが、学校現場の状況的にはどのくらいすすめられているものかは非常にわかりづらい。

何よりも、部活動の地域移行に関しては、教職員、保護者、地域の理解が大切になる。土日の地域移行が進めば、教職員の働き方改革につながるかもしれない。しかし、平日の部活動と、土日の地域部活動が違えば、トラブルがあったときに対処できるのか心配の声もある。対話と環境整備をしっかりと行う必要がある。なにより、子どもにとって、部活動の地域移行がもたらす影響を考えていただきたい。子どもにとって、参加しやすく、さまざまな年代と関われる機会となるようなものにしなければならない。

- (2) 部活動の地域移行をすすめるにあたっては、予算をきちんと確保するよう、国にはたらきかけること。

部活動の地域移行については、地域の受入体制整備や指導者の確保、生徒の活動場所への移動手段的確保、参加費用の負担等が大きな課題になることから、これらの解消に向けた実践・調査研究を行い、その研究結果を踏まえた財政措置を講じることを、国に要望している。

【学習指導課（義務教育指導室）】

県教育委員会では、生徒が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加する際の活動費や保険料、指導者の人件費や環境整備に要する費用を含めた事務経費等について継続的に確保するよう、引き続き国へ働きかけていく。

【保健体育課（学校体育班）】

7. 悉皆研修・推薦研修については、子どもと向き合う時間を確保できるよう、以下の点について配慮すること。

(1) 研修内容を吟味し、廃止を含めた削減・精選、隔年開催にすること。

悉皆研修・推薦研修については、法令等に基づき実施しているところだが、今後も引き続き内容について工夫・改善していくよう努めていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

(2) eラーニングでの動画視聴などについては、校外研修と同様に、授業時間内に校内で受講できる体制を整えるよう管理職に指導すること。少数職種が対象の場合は、特に配慮すること。

eラーニングの講座視聴について、授業時間内に校内で受講ができるよう周知している。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(3) 研修に関する提出物（レポート等）は軽減・削減すること。また、作成する時間も研修と位置づけること。

研修の成果等についての確認など、必要な書類を提出していただいているところであるが、勤務時間内で対応できるよう、内容の精選等を引き続き図っていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

(4) eラーニングやオンライン研修、対面研修のそれぞれの良さを取り入れ、実施していくこと。

オンライン研修と対面研修双方の良さを取り入れつつ、研修実施方法の工夫・改善に努めていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

(5) 対面の研修の場合、講座の開催場所については、教育事務所や市町村単位とする等、移動時間の軽減・削減をはかること。

研修の効果を最大限に高めるために、集合・対面型、オンラインなどの開催方法や開催場所の工夫・改善に努めていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

(6) 小規模校の参加体制については、隔年での参加とする等、教育活動に支障をきたさないよう十分に考慮すること。

教育活動への影響をできるだけ少なくするために講座の精選や実施時期の工夫に努めている。併せて、市町村教育委員会との連携による参加体制の工夫についても研究していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

8. 「キャリアステージⅠ成長期」については、「教職員は、子どもと接しつつ、学校現場で育つ」ことを基本に、以下の改善をはかること。

(1) 子どもたちと向き合う時間を確保するため、研修の回数・時数、開催場所や時間について配慮すること。

毎年、教職員研修体系に基づき、見直しを図っている。キャリアステージⅠにおいては、経験年数に応じて、必要な研修時間を設定し、実施している。また、実施時期については、なるべく長期休業中となるよう配慮している。レポート等については、研修をより効果的かつ充実したものとするために、必要性を十分検討した上で、実施している。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(2) 教育現場の声をもとに研修内容の精選をはかり、授業研究や演習等、教育実践に役立つものを中心とすること。

研修内容について、単に講義形式ではなく、協議や演習等の参加型の研修を取り入れるなど、教育現場の声をもとに、より効果的な研修となるよう努めている。また、研修後にはアンケートを実施する等受講生の声を生かしながら研修を計画するよう努めている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(3)「千葉県初任者研修等実施協議会」に、千葉県教職員組合もしくは教諭の代表者を参加させること。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校長を通じて意見を伺うよう、「千葉県初任者研修等実施協議会」の委員として参加いただいているところである。また、会長が必要と認めるときには、委員以外の方に出席を願い、意見を伺うことになっている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

9. 旧中堅教諭等資質向上研修等をすでに受講した教員は、その中で十分に研鑽を積んでいるため、「中堅教諭等資質向上研修 plus」は廃止とすること。

教員免許更新制の発展的解消に伴い、中堅教諭等資質向上研修の修了者が専門研修を受講するまでの間に補足的に行う研修であると考えている。学校の中核を担っている対象の先生方には、本研修で学んだことを生かして今後も各校でリーダーシップを発揮していただけたらと考えている。なお、負担軽減のため、オンラインでの受講としている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(現場の声) 安房支部：川上書記長

千教組安房支部 嶺南小分会の川上です。

今年度から、教員免許更新制の発展的解消に伴い、「中堅教諭等資質向上研修 plus」の実施が始まった。まずいえることは、昨年度県教委は、「教員免許更新講習の廃止に伴って、新たな研修の機会を増やす予定はない」と回答しているのにもかかわらず、今年度この研修が始まったことについて疑問が残る。

今年受講している方からは、研修内容や方法についていろいろな声があった。いくつか話したい。

ひとつめが、管理職もこの研修の受講対象がどの人なのかかわかっていなかったということ。中堅教諭等資質向上研修 plus についてアストラをみても、自分が対象なのかわからない、管理職に聞いてもわからない、という状況で、総合教育センターまで連絡をした方がいた。また、悉皆研修のため受講漏れをしてはいけないからと登録をしたが、実際には受講対象者ではなかったので取り消しの連絡をしたという方も数人いた。中堅教諭等資質向上研修 plus について、現場へどれだけしっかりと周知されていたのか。元々ある中堅教諭等資質向上研修をすでに受けている方もいて、その中でこの plus が始まったので、非常に対象者がわかりづらいという声があった。

ふたつめに研修の方法と内容について。2回の研修ともに、オンラインで、それぞれレポートを提出する形であった。コロナ禍を経てオンラインによる研修のよさもあることは理解をしている。しかし、現場では、人手不足のため研修時間を子どもがいる時間に設定することができず、勤務時間外に行った方も多くいた。学校や管理職からは特に研修時間として設定はされなかったという方もいた。先ほどの回答にあったように、負担を軽減ということでオンラインを設定したかと思うが、実際には空き時間を自分で見つけて、そこで研修、動画を見たという方もいた。オンラインだからこそ、時間や場所は自由に設定できる半面、校内の研修体制がきちんとしていないと、勤務時間外で研修を受けなくてはいけない状況になってしまう。また、研修内容では、悉皆研修であるにもかかわらず、動画視聴のみ、レポート提出のみでは、これまで研修を十分に受けてきた世代の方々にとって、この研修の必要性について疑問を持っている方もいる。研修を受けた方からは、「再確認できた」「これまでも同じような研修を受けたことがある」というようなことを話している方もいた。

研修は私たち教員にとって欠かせないものである。研修の必要性は十分感じている。しかし、初任研、2年目研、3年目研、中堅研、30年目研、特別支援学級・通級担当新任教員研等それぞれが研修を受けている中で、この中堅教諭等資質向上研修 plus の研修内容は本当に必要なのでしょうか。



働き方改革、業務削減といわれ、学校現場ではいろいろ減らすよう言われています。正直、これ以上現場だけで工夫することはできないのではないかと思います。そんな中、これまで十分に研修を積んできた世代の方へのオンラインによる各自で場所と時間を設定して行う悉皆研修が増やされているのはなぜなのでしょう。中堅教諭等資質向上研修 plus の廃止を含めた抜本の見直しを求めます。

(再質問)

旧中堅教諭等資質向上研修などは法に則り、その教員が10年め以降、学校の担うものとして十分に活躍できるよう、研修内容を考えて構成されているが、改めて、この中堅教諭等資質向上研修 plus について廃止にすることは考えていないか。

(再回答)

教員の研修は育成指標及び研修体系にもとづいて、キャリアステージに応じて実施するものとしている。今のところ廃止する計画はないが、ただいまいただいた意見等も十分参考にし、内容や開催方法を再度工夫しながら実施していくことを検討していく。

(要望)

現場の声にもあったとおり、昨年度の勤務条件に関する県教委交渉の再回答では「新たな研修は増やす予定がない」とあったが、中堅研plusはまさに新たに増えた研修である。今年の交渉でもここについて経緯を質問したが、「研修計画については、毎年見直しを行っている」ということ、令和5年2月に新しく育成指標を改定したこと受け設定したこと、その中で、10年目から30年目までの20年の間に一度、教育の現代的課題に対応できるように、研修の機会を設ける必要があると考えて、plusを設定した」と回答された。

今回受講の対象となっている教職員は、以前の研修体系の中で十分にミドルリーダーとしての研修を積んでいる方たちである。研修の内容についても、中堅教諭等資質向上研修Ⅰの内容と同じ部分もあり、これが果たして、一度旧研修体系で学んだ方への新たな学びになるのかは疑問である。今回の研修対象となっている方の経験を考えれば、その方の必要性和タイミングで、受講していくことが教育現場でリーダーシップを発揮していくことにつながると考える。

また、学校現場が人手不足の中、この研修を行った人がいる。組合の独自調査では、第1回目の視聴を65%の人が時間外に行っている。課題については70%近くの人が時間外に行っていた。オンラインによる研修について、授業時間内に設定するように通知をしていたとしても、人手が足りなくて設定できない学校も、たとえ、声をかけてもらっても遠慮して時間を取らない教職員がいる。オンラインによって、移動などの負担はないが、時間を取られる研修となっていることは明らかである。改めて、この研修については廃止を検討していただきたい。

#### 10. 教員免許更新制の発展的解消にともない、新規の悉皆研修が増えないようにすること。

研修内容については、喫緊の教育課題等を鑑みて毎年計画している。先生方のニーズに照らし合わせ、状況により、研修の実施回数・内容等を引き続き検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

研修については教職員にとって必要なものだ認識している。しかし、日々現場の状況が変わっていく中で、実施回数や内容も変化する必要がある。現在の悉皆研修である、初任者研修にしても、中堅資質向上研修にしても、実施回数や内容について法にもとづいた計画になっており、その役割を十分に果たしている。また、今まで研修を受けて教職員についても、それらの研修についてしっかりと向き合い、現場に生かしている。今年度悉皆研修として加わった、中堅教諭等資質向上研修plusのように研修が増えていくことがないように強く希望する。

11. 「中堅教諭等資質向上研修」については、制度の廃止を文部科学省にはたらきかけること。当面、希望研修等の相互認定をすすめ、自主的に研修を行うよう、推進していくこと。

中堅教諭等資質向上研修は、先生方の資質向上を図る上で必要なものと考えている。今後も、先生方が自主的に研修を行うことができるよう、研修の在り方について検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

12. 「小・中学校特別支援教育新任担当教員等研修」について、多様な児童・生徒の実態に合った実践的な内容を受講できるよう研修を引き続き充実させること。

平成 30 年度から、関係者等の意見を踏まえ、「特別支援教育新任担当教員等研修(1)(2)(3)」は、「特別支援学級・通級担当新任教員研修(1)」に統合し、「特別支援教育新任担当教員等研修(4)」は、「特別支援学級・通級担当新任教員研修(2)」として実施している。「特別支援学級・通級担当新任教員研修」は、特別支援学級及び通級指導教室の新任担当教員として必要とされる内容について、担当する障害種別に実施している。また、研修の受講希望者も増加傾向にあるため、研修参加定員についても今後検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

特別支援学級の子どもは増加傾向にあり、それにともない、どの学校特別支援学級にかかわる教職員が増えている。特別支援教育を必要とする子どもは、その特徴が十人十色である。一人として同じ子どもはいないので、個別最適な教育支援をしていくには、あらゆる知識や、経験が必要になる。初めて担任を任される教職員にとっては、不安なことも多いと思うので、多様な子どもへの対応を研修内容に取り入れ、効果的な研修にしていきたい。子どもに関わる教職員が必要なときに、必要な知識や情報が得られるような研修体系を望む。

13. 教科等の指導に関する研修については、以下のように弾力的措置をとること。

- (1) 「小学校体育科・中学校保健体育科教科主任等研修会」については、今まで受講していない新任体育主任のみにするなど、参加経験のある教職員の負担を軽減すること。また、オンデマンドによる研修を引き続き検討すること。

働き方改革の観点から開催方法を検討している。本年度の研修会もオンデマンド視聴で実施した。今後も、充実した研修会となるよう、開催方法等を十分に検討し、学校及び教員への負担軽減ができるよう努めていく。

【保健体育課（学校体育班）】

- (2) 「小中学校体育実技教育事務所別講習会」については、教職員の身体的負担をふまえ、希望研修とすること。

この講習会は、国からの伝達講習及び教員の実技指導力向上のため実施しているが、開催方法等を工夫し、教員の負担軽減ができるよう努めていく。

【保健体育課（学校体育班）】

- (3)「薬物乱用防止教育研修会」及び「性教育研修会」については、隔年開催にすること。また、参加経験のある教職員を免除、教科による参加者の偏りがなくなるようにするなど、参加者の負担を軽減すること。また、オンデマンドによる研修を引き続き検討すること。

「薬物乱用防止教育研修会」及び「性教育研修会」については、近年の児童生徒を含む若年層を取り巻く環境の変化に伴い、健康に係る重要な課題であると認識しており、毎年度、各研修会を実施している。次年度以降も今年度同様、各研修会の WEB 開催を継続し、1 か月程度の期間中に受講者が自身の予定に合わせて受講することを可能とすることで負担軽減を図るとともに、実態に応じた研修となるよう、努めていく。

<参考> ー参加対象ー

○薬物乱用防止教育研修会 小・中・高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等（各校1名悉皆、定時制併設校は課程別1名、私学は希望者）

○性教育研修会 公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の管理職を含む教諭等（各校1名悉皆）

【保健体育課（保健班）】

#### 14. 希望研修については、以下の改善をはかること。

- (1) 講座を設定改善する際、各研修受講者から負担がない程度に意見を吸い上げ、教育課題や学校現場のニーズにあった講座を設定すること。

今後とも、教育課題や学校現場のニーズに合った講座を開設するとともに、できるだけ多くの希望者が受講できるよう、努めていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

- (2) 希望者が全員受講できるようにすること。

今後とも、教育課題や学校現場のニーズに合った講座を開設するとともに、できるだけ多くの希望者が受講できるよう、努めていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

- (3) ICT を活用した授業方法の研修について、引き続きすべての教職員が自分のレベルに合わせて受講できるような講座を周知すること。また、講師派遣での研修を充実させること。

令和3年度より、端末や OS 別に ICT 活用についての希望研修を複数開設し、令和4年度以降も複数開設した。講師を派遣して実施する研修についても充実するよう努めていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

- (4) 希望研修において、ジェンダー平等、性的マイノリティ、インクルーシブに関する研修を充実させること。

学校におけるジェンダー平等、性的マイノリティに関する教育については、学習指導要領、文部科学省通知に基づき、発達の段階に応じて推進していくことが大切である。千葉県教育委員会としては、今年度、県子どもと親のサポートセンター主催の希望研修「教育相談基礎研修」や総合教育センターで実施する学校人権教育指導者研修において、性的マイノリティ等の理解と対応を取り上げる。この他にも、「学校人権教育研究協議会」や「初任者研修」をはじめとした各種研修の中で人権課題の一つとして、重点的に研修課題として取り組むなど周知を図っている。更に、令和5年4月に各学校の教職員に配付した学校人権教育指導資料第43集においても、男女平等について考えさせる資料、性的マイノリティの児童生徒への支援事例等を掲載し、教職員の意識啓発を促した。今後も、学校におけるジェンダー平等、性的マイノリティに関する教育の充実を図るため、引き続き各種研修の中で適切に取り組んでいく。

【児童生徒安全課】

インクルーシブ教育システムに関する研修については、当課の悉皆研修である、幼稚園・幼保連携型こども園の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会、高等学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会において、インクルーシブ教育システムに係る内容を取り扱っていく。

【特別支援教育課（教育支援室）】

(要望)

世の中ではジェンダー平等や性的マイノリティの課題に注目が集めており、千葉県では、多様性に関わる条例を制定しようと動いている。

教育現場では、ジェンダーの揺らぎ、性的マイノリティで悩み、困っている子どもがいる。また、そういった子どもにどのように接したらよいか、どのように心を軽くしてあげたらよいか悩む教職員がいる。まずは、教職員がジェンダーや性的マイノリティについて知ることが大切なので、研修の内容にジェンダーや性的マイノリティに関する情報を取り入れた研修を考えていただきたい。

また、教職員はどのように子どもと保護者と向き合えばよいのか悩むケースが多い。ジェンダーや性的マイノリティに関わる課題については多岐にわたり、多くの事例から学ぶ必要があると感じている。多くの実践例などが伝わるような研修内容にしていきたい。

特別支援教育コーディネーターの研修などにおいてもふれていただき、子どもたちが多くの場所で悩みを打ち明ける機会になるようにしていきたい。

**(5) e ラーニングやオンライン研修、対面研修のそれぞれの良さを取り入れ、実施していくこと。**

e ラーニングやオンライン研修、対面研修のそれぞれの良さを吟味し、教職員のニーズに合うような研修の実施に努めている。 【学習指導課（義務教育指導室）】

**15. 事務職員の研修について、研修の体系化をすすめ、研修の機会を拡大すること。**

事務職員の研修については、初任事務職員研修会、中堅事務職員研修会の実施に加え、令和4年度には、新任事務長研修会を新設した。また、すべての事務職員を対象に各教育事務所等を単位とした公立小・中学校事務職員研修会を実施している。 【教職員課（管理室）】

**16. 事務職員の研修については、期日・場所を考慮するとともに、事務職員の意見を反映させた内容とすること。また、臨時的任用事務職員に対する研修の充実をはかるように配慮すること。**

開催日については、講師及び会場の確保等を考慮し決定している。具体的な要望があれば、可能な範囲で調整していきたい。内容については、学校経営参画に向けた教育の動向や制度の改正、服務の取扱い等、事務職員の実務を中心とした内容で実施している。また、臨時的任用事務職員に対しても、各種研修会へ参加しているものと考えている。さらに事務の共同実施の充実により、実務的に指導・支援をしているところである。 【教職員課（管理室）】

**17. 事務職員の研修として、採用前研修（接遇・年度始めの事務処理等）を新設すること。**

事務職員の接遇については、年間5回実施している「初任事務職員研修会」の第1回で扱っている。また、年度始めの事務処理については、共同実施で指導している。採用前の研修については、身分上の問題もあることから、実施は困難である。 【教職員課（管理室）】

(要望)

今年の8月に県教職員研修体系が新しく制定された。その中には採用前の研修も明記された。事務職員や栄養教職員への対応の研修体系ではないが、事務職員や栄養教職員も教育の現場で一緒に働く仲間である。事務職員がひとりで4月からの仕事を始めることに不安がある。事務職員の初任者研修などの工夫をしていただき、採用前の研修を設けることで、事務職員がスムーズに仕事に始められるよう、今後検討していただきたい。

**18. 「養護教諭初任者研修」、「養護教諭経験者研修」については、期日・場所を考慮し、精選をはかること。また、内容については複雑・多様化している児童・生徒の課題に応じた研修の充実をはかること。**

「養護教諭初任者研修」及び「養護教諭経験者研修」の実施にあたっては、研修生が参加しやすい時期や会場となるよう努めるとともに、内容についても関係機関の協力を得ながら、毎年度見直しを図っている。 【保健体育課（保健班）】

(再質問)

千葉県教職員研修体系に養護教諭の研修体系が明示されたが、具体的な研修の回数・内容などは決定しているか。

(再回答)

令和6年度については、本年度と同様の回数で行う予定である。また、内容については有意義で充実した研修となるよう計画をしている。

(要望)

養護教諭は学校でひとりのところが多いにも関わらず、今、学校内で重要な役割を担っている。感染症の影響により、たとえコロナウィルス感染症が5類になったとしても、インフルエンザ等の他の感染症対策も含め、神経を使い、不安定になった子どもたちの気持ちに寄り添い、保健室での対応は日に日に増えている。

そのような日々の対応が増えた中であっても、養護教諭は、県、市町村、希望研修など今の子どもたちへ対応や学校の対応に必要なことを幅広く学び続けている。専門性を有する少数職種であるがゆえに受ける研修の量も、必然と増えてしまう。時には、研修の内容が重なっていたりすることもあり、その研修の必要性があったかどうか考えることもある。

今回、研修体系の制定により、養護教諭の研修も系統立てた、専門的なものになることは期待している。しかし、養護教諭には幅広い研修の機会があることを知っていただき、研修の回数や日程が過度にならないよう、検討をお願いしたい。また、内容についても、県や市町村が連携を図り、精選し、効率的な研修が行えるようお願いしたい。

19. 養護教諭のeラーニング等での研修については、養護教諭の特殊性を考慮し、勤務時間内に研修を受講できる体制を整えるよう管理職を指導すること。

養護教諭初任者研修におけるeラーニング研修は、受講者が実態等に応じて受講できるよう夏季休業中の勤務日において実施することとしている。今後も、内容の充実とともに、ICT等を活用した受講しやすい方法等について見直しを行い、過度な負担とならないよう工夫していく。

【保健体育課（保健班）】

20. 栄養教職員に対する研修の内容の充実と研修日の精選をはかること。また、職務に影響がないよう月末に開催しない等期日・場所を考慮するとともに、栄養教職員の意見を反映させた内容とすること。

栄養教職員に対する研修については、食を取り巻く課題を踏まえた研修内容としているところであり、今年度も動画配信による研修や夏季休業中に数回の研修を実施するなど、負担とならないよう方法や時期を考慮した取組を行っている。また、研修の実施に当たっては、アンケートで出された栄養教職員の意見等も参考にし、内容の充実に努めている。今後も、研修生が参加しやすい方法や時期を考慮するなど、学校現場への影響を軽減するとともに、栄養教職員の意見もできるだけ反映させた研修内容となるよう努めていく。

【保健体育課（給食班）】

21. 栄養教諭免許状を取得するための認定講習を、今後も希望者すべてが受講できるようにするとともに、短期間で取得できるように講習を開設すること。また、講習についての周知を確実にすること。

令和5年度の栄養教諭免許状の取得に係る認定講習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」で2講座を開設し、希望者全員の受講を許可した。次年度も、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の一部は、栄養教諭免許状取得希望者も対象とする予定である。また、他の免許種の認定講習と併せて、できるだけ多くの希望者が受講できるよう努めていく。単位修得にあたっては、免許法に定められた時間数、内容で実施している。なお、講習については、毎年、教育事務所を通じて市町村教育委員会に周知している。

【教職員課（免許班）】

22. 管理職への男女共同参画やさまざまなハラスメント、メンタルヘルスに関する研修の充実をはかること。

県教育委員会では、平成31年2月27日付け教職第983号「女性活躍推進法の施行後3年の見直し等について（送付）」を發出し、男女共同参画の推進及びハラスメント行為の防止について、各学校に周知した。また、令和2年3月25日付け教職第1360号「教職員の服務規律の厳守について（通知）」を發出し、全ての教職員が、信頼される質の高い教職員であり続けるために、教職員が当然守るべき服務に関する基本及びとるべき行動規範等について、「教職員の服務に関するガイドライン」としてとりまとめ、県内全ての教職員に配付した。このガイドラインを研修等の資料として有効に活用するよう、教育事務所を通じて、市町村教育委員会に指導した。

【教職員課（管理室）】

メンタルヘルス研修会では、新任管理職等を対象とし、神経・精神性疾患の教職員に対する対応の仕方や予防・早期発見等についての研修を行い、教職員のメンタルヘルスに関する啓発及びその保持増進に努めている。さらには、教職員本人が自身のストレスに気づき、心の健康状態を良好に保つための資料としてリーフレット「こころさわやかに」を作成し、毎年度当初、教職員向けに配付し、啓発に努めている。

【保健体育課（保健班）】

23. 研究指定校については、公開研究会を強要しないよう地教委や学校長を引き続き指導することとし、学校の判断を尊重すること。また、人的支援や予算確保など協力体制の充実をはかること。

研究指定校の公開研究会等については、これまで学校の判断を尊重してきたところであり、今後とも同様に考えている。なお、学校の要望により、指導主事を優先的に派遣し、研究指定校への支援を行うなど、協力体制づくりに努めている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

24. 長期研修制度については、研修の主体性・自主性を保障する観点から研修の期間や人数を増やす等、制度の充実をはかること。

今後とも、研修者や関係者の意見等を踏まえ、制度の充実を図っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

今後とも、研修者や関係者の意見を踏まえ、制度の充実を図っていく。

【教職員課（任用班）】

25. 悉皆研修及び推薦研修を、各市町村の閉庁日、冬季休業、並びに学校運営に支障のある期間等に研修を開催しないこと。また、地教委についても働きかけること。

研修の実施期間については、研修の全体計画の中で適切に設定していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

26. 研修履歴システム「アストラ」については、以下の点を改善すること。

(1) 研修履歴は自身の研修の積み重ね、振り返りを目的とすることを前提とし、研修の強制的、管理的な目的にならないようにすること。

研修履歴システム「アストラ」は、教職員一人一人が自らの資質能力の向上のため、いつでも研修履歴を振り返り、意欲をもって学び続けることができるようにするための環境づくりとして構築するものである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(再質問)

今年度策定された研修指標には、採用前からの研修も設けられている。講師についても研修履歴を積み重ねていけるのか。

(再回答)

昨年度改定した育成指標においても養成段階における研修の重要性について位置づけており、学校現場で教育にあたる、講師の方への研修を拡充してきている。臨時的任用講師についても、改定した育成指標にもとづいて研修履歴に反映していけるか検討していく。

(要望)

研修履歴が管理に使われるものではなく、学びの振り返りに使われると聞いて、安心した。今後とも管理的に使用されたり、研修を強要されるような動きが出ないようにしていただきたい。

また、8月に県教職員研修体系が策定により、採用前の研修なども明記されるようになった。正規採用ではない講師の方が受けた研修を履歴に残すことができれば、この方たちが採用後、研修を組み立てる時に、幅広く学び続けることができる。ぜひとも講師の方が受講した研修についても、履歴が残るようにしていただきたい。

(2) 教職員が自主的に参加する研修を「アストラ」に研修履歴として育成ポイントに加算、記録すること。また、県教育研究集会など、組合主催の研修についても、研修履歴の範囲として認めること。

教職員一人一人が意欲をもって学び続けることができるよう、研修履歴の在り方について工夫と改善を図っていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

(3) 「アストラ」にログインする際、パスワード等を簡素化し、より活用しやすくすること。

システムの効果的な運用のため、ログイン等の方法については今後も工夫と改善を図っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(4) アストラで申し込んだ研修の受理や変更が、本人に通知されるようにシステムの改善をすること。

システムの改善について、引き続き検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

(2)～(4)についてはまとめて要望する。

研修の申し込みは4月に多く、年度初めの忙しい時期に行うことになる。また、異動などで新しい環境の中、行う方もいる。その中で研修の申し込みをするときに、ログインができずに時間を消費する、申し込みが進まないなどのトラブルがあることを毎年のように聞いている。

研修を申し込んだ後も、研修の変更などが伝わらないこともある。忙しい教職員が、パソコンを前に、常に研修のことを気にかけている余裕はない。このようなことが少なくなるこそが、働き方改革の一端を担う。システムの改善を今後も検討していただき、行っていただきたい。

また、教職員自身の学びとして、様々な研修を受講している人もいる。千葉県教職員組合でも教育研究集会を行い、子どもたちの実態に応じた実践について討議を重ねている。こういった教職員自身の学びが研修履歴にしっかりと積み重ねられるようにしていただきたい。

27. 「地方公務員法」、「教育公務員特例法」の趣旨にもとづき、本人の意思を尊重することを前提として、教職員の研修機会を保障すること。

(1) 特に、「教育公務員特例法第22条2項」にもとづき、教員が勤務地を離れて研修する機会を保障するよう、地教委・学校長に対し指導すること。

教員一人一人が主体性を持って研修に参加できるよう、引き続き周知に努めていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

教職員が勤務場所を離れて行う自主的・自発的な職専免研修については、長期休業期間中を利用するよう指導している。

【教職員課（管理室）】

(2) 研修の申請（研修計画書・研修報告書）等について簡素化をはかるよう、地教委にはたらきかけること。

教員の職専免研修は、校長が研修計画や研修報告により研修内容を把握するため、現状の手続きが必要だが、膨大な計画書・報告書を求めている場合には、事務量軽減の観点から市町村教育委員会に、適正化を図るよう事務の軽減をはたらきかけていく。

【教職員課（管理室）】

28. 教職員の研修にあたっては、自主的・自発的参加を原則とし、その企画・運営についても千葉県教職員組合と十分協議すること。特に「教員等育成指標」「教職員研修体系」の見直しに関する話し合いに参加させること。

教職員の研修については、「教員等育成指標」、「教職員研修体系」に基づき、教育庁各課・関係機関において、毎年見直しを図っている。また、育成協議会の構成員は、法令等で定められており、それに基づいて選出をしている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

29. 研修に関する協議会に、千葉県教職員組合もしくは教諭の代表者を参加させること。

教職員の研修については、「教員等育成指標」、「教職員研修体系」に基づき、教育庁各課・関係機関において、毎年見直しを図っている。「千葉県初任者研修等実施協議会」には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校長に委員として参加いただいている。また、会長が必要と認めるときには、委員以外の方に出席を願い、意見を伺うことになっている。

【学習指導課（義務教育指導室）】